

令和2年度税制改正(以下、「2020年度税制改正」という)関連法(「所得税法等の一部を改正する法律」、「地方税法等の一部を改正する法律」等)は、2020年3月27日に可決・成立し、31日に関連法令もあわせて公布された(グループ通算制度の政省令を除く)。2020年度税制改正は、Society 5.0の実現に向けて中長期的に成長していく基盤を構築するために、イノベーションを持続的・自律的に生み出していく必要があるとし、そのための税制支援策として、イノベーションを担うベンチャー企業への投資促進制度や、5G情報通信インフラの普及促進の措置を導入している。また、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度に代わるグループ通算制度を創設した。

さらに、日本企業の健全な海外展開促進や、租税回

避への効果的な対応のための国際課税制度の見直しや、国民の利便性ひいては生産性の向上や行政の効率性を高めるための、申告・納税手続について、ICTを積極的に活用する見直しを行っている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年4月30日に公布・施行された「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等による税制措置や税務執行の対応が図られている。

本特集では、グループ通算制度(グループ通算制度への移行に合わせた見直しも含む)以外の、2020年度税制改正および新型コロナウイルス感染症に関する税制措置の概要を解説する。

第1章

オープンイノベーション・5G促進税制等 法人課税に関する改正の 実務ポイント

【この章のエッセンス】

●オープンイノベーション促進税制では、国内および国外のスタートアップ企業への投資が対象とされるが、株式取得の形態や特別勘定の損金算入要件、益金算入事由に

留意する必要がある。また、事前の認定は不要だが、制度適用にあたり経済産業局への事前相談を織り込んだスケジュールリングが必要である。

●5G導入促進税制の適用には、システムの導入計画の認定が必要に

なる。対象の事業者に該当するかをまず確認のうえ、設備の導入計画を策定し、認定申請を行う必要がある。

●租税特別措置の適用は、近年厳格化の方向にある。給与等の引上げおよび設備投資要件や交際費の損

金不算入の特例、中小企業関連の措置法の対象法人に留意する必要がある。

オープンイノベーション促進税制

既存企業の有するリソースを最大限活用したオープンイノベーションの促進とユニコーン級ベンチャーの育成を図り、第4次産業革命におけるわが国企業の国際競争力を強化すべく新たな税制措置として、オープンイノベーション促進税制(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)が創設された(措法66の13)。

新たな特例制度(以下、「本制度」という)は、産業競争力強化法に規定する特定事業活動を行う青色申告法人が、2020年4月1日から2022年3月31日までの間に、特定株式を出資の払込みにより取得し、取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合に、当該金額の損金算入を認めるものである。

出資を行う法人は、産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者と